

令和5年 6月20日

職員の皆さま

社会福祉法人リデルライトホーム
事務長 木村 准治

職員の皆様の健康を守るために 過重労働防止対策の徹底をお願いします。

日頃より、法人運営へのご理解に対し改めて感謝申し上げます。

職員の皆様方におかれましては、それぞれに毎日の勤務時間が定められておりますが、時間より早く出社し事前に準備をする姿が見受けられています。また、事前準備にとどまらず、勤務時間前、時間後におきましても労働をされている姿も見受けられているようです。

しかし、労働基準法では、「労働時間とは使用者の指揮命令下に置かれている時間」と定義されています。つまり、始業時間前・終業時間後でも労働時間としての実態があれば、その時点から労働時間と考えられます。

労働者の過重労働を防止することは法人としての社会的責任であり、適切な健康管理を行うことで、事業場の安全衛生水準を向上させることにつながります。

つきましては、職員の皆様方の健康を守るためにも、定められた時間前及び時間後の勤務は控えて頂くようお願い申し上げます。

万が一、時間前、時間後の勤務が発生した場合には、就業規則に則り、所属長の指示、又は上司の許可を得た上で、超過勤務届を届出て承認を得て頂くようお願い申し上げます。

記

1. 定められた勤務時間から労働を開始する。
2. 定められた勤務時間後は速やかに打刻し、退勤する。
3. 打刻忘れ届けの提出は必要ありません。